

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例



条例制定の背景

世界的な食料危機・日本の低い食料自給率などにより、食料の安定供給が大きくクローズアップされ、また輸入農林水産物への不安や食品偽装などにより、消費者の食の安全・安心に対する関心が増大する中、農林水産業に大きな期待が寄せられています。

こうした中、農林水産業の持続的な発展や農山漁村の活性化は、県民みんなで取り組んでいかなければならぬ喫緊にして重要な課題となっています。このため、県として取り組むべき施策の方向性を明らかにすることで、本県の農林水産業や農山漁村を、将来にわたり魅力ある産業・きらりと光るくらしの場として育んでいくことが重要であると考え、条例を制定しました。

条例の特長

徳島らしさ「生産と消費の距離が近い」を今後とも発展させる

徳島らしい農林水産業

- ① 「生産と消費の距離が近い」という特性を生かし「生鮮食料供給地としての責務」
- ② 「恵まれた自然環境」のもと「多種多様な農林水産業の展開」
- ③ 「高い技術力」と「創意工夫に富んだ生産活動」により
安全・安心で高品質な「とくしまブランドの創出」
- ④ 認定農業者、新規就業者、女性・高齢者、エコファーマー、農業法人、
ファームサービス、集落営農など「多様な担い手」が存在し、
農林水産業が地域を支える「基幹産業」
- ⑤ 中山間地域での「就業機会を確保」し、魅力あふれる「農山漁村を発信」
- ⑥ 農林水産業・農山漁村の「多面的機能を發揮」し、豊かな「田園環境を創造」

+

徳島らしさに 新たな視点 を加える

- ☆ 自然循環機能を生かし本県農林水産業は「地球環境の保全に貢献」
- ☆ 商工業の高いものづくり技術・販売戦略等と有機的に連携させ
「農商工連携」を促進
- ☆ 「県民の参画と協働」による「潤いとやすらぎのある空間」の創造



「いのち」と「くらし」を支える食料・農林水産業・農山漁村を次代へ継承する

条例の構成

第一章 総則

- 1 (目的)
- 2 (定義)
- 3 (基本理念)
- 4 (県の責務)
- 5 (国に対する提言等)
- 6 (市町村に対する協力)
- 7 (農林水産業者等の役割)
- 8 (食品産業事業者等の役割)
- 9 (消費者等の役割)
- 10 (基本計画)



第二章 本県の特長を生かした豊かで充実した食料の提供

- 11 (食料供給機能の強化による食料自給率の向上等)
- 12 (安全で安心な食料の安定的な供給のための体制の強化等)
- 13 (食育の推進に際しての取組)
- 14 (地産地消の推進)

第三章 本県の特長を生かした活力ある農林水産業の振興

- 第一節 とくしまブランドの創出及び海外への進出
 - 15 (とくしまブランドの創出)
 - 16 (海外への販路の拡大)
- 第二節 活力ある農林水産業の振興
 - 17 (水田農業の振興)
 - 18 (園芸農業の振興)
 - 19 (畜産業の振興)
 - 20 (林業及び木材産業の振興)
 - 21 (水産業の振興)
- 第三節 優良な生産基盤の整備及び保全等
 - 22 (優良な生産基盤の整備及び保全)
 - 23 (農林地及び漁場の適切な管理及び有効利用)
- 第四節 多様な担い手の育成等
 - 24 (多様な担い手の育成等)
- 第五節 地球環境の保全への貢献等
 - 25 (地球環境の保全への貢献)
 - 26 (環境に配慮した農業の推進)
 - 27 (環境に配慮した林業の推進)
 - 28 (環境に配慮した水産業の推進)
- 第六節 新たな技術の開発及び普及
 - 29 (新たな技術の開発及び普及)
- 第七節 農商工連携の促進
 - 30 (農商工連携の促進)

第四章 本県の特長を生かした魅力あふれる農山漁村の活性化

- 31 (魅力ある農山漁村づくり)
- 32 (中山間地域等への支援)
- 33 (農山漁村と都市との交流促進)
- 34 (鳥獣による被害の防止)
- 35 (自然災害に強い農山漁村づくり)

第五章 県民等の参画及び協働による潤いと安らぎのある農山漁村の保全

- 36 (県民等の農林水産業への参画等)
- 37 (多様な主体の協働による農山漁村の保全活動の推進等)

第六章 雜則

- 38 (財政上の措置等)
- 39 (意見の聴取等)

条例の施行

この条例は、平成21年4月1日から施行。

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例

平成20年12月25日
徳島県条例第57号

条例の内容

目的 第1条

この条例は、人の命の維持に欠くことができない食料、農林水産業、暮らしを支える農山漁村の重要性にかんがみ、本県における食料の安定的な供給の確保、農林水産業及び農山漁村の振興、次代への継承に関し、基本理念を定め、県の責務、農林水産業者等の役割を明らかにするとともに、県の実施する施策の基本となる事項を定めることにより、もって県民の福祉の向上、県勢の健全かつ持続的な発展、県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

基本理念 第3条

- ① 生産と消費の距離が近いという本県の特性を生かし、生鮮食料供給地としての責務を果たすことにより、豊かで充実した食料を提供すること。
- ② 恵まれた自然環境を生かした多種多様な農林水産業を展開することにより、県民の命を支える農林水産業の持続的な発展を図ること。
- ③ 高い技術力及び創意工夫を生かした農林水産業者の生産活動等により、とくしまブランドのより一層の充実を図ること。
- ④ 本県の農林水産業を、その多様な担い手が自信と誇りを持って従事できる本県の基幹産業として、発展させること。
- ⑤ 農林水産業の自然循環機能を活用することにより、地球環境の保全に貢献する農林水産業を推進すること。
- ⑥ 農林水産業者等の経営の改善を図るため、高品質で多種多様な本県の農林水産物と中小企業者等が有する高い生産技術等との農商工連携を促進すること。
- ⑦ 農山漁村それぞれが持つ自然的及び文化的な特性等の豊富な地域資源を活用することにより、人、物及び情報が循環する活力のあるものとすること。
- ⑧ 農林水産業及び農山漁村が持つ多面的機能が将来にわたり適切かつ十分に發揮されるようにするとともに、田園環境の再生及び創造を推進すること。
- ⑨ 県民等が農林水産業へ主体的に参画することにより、県民の命を支える農林水産業への理解を深めるとともに、協働により潤いと安らぎのある農山漁村の保全に努めること。

県の責務等 第4条～第6条

- ① 国、市町村、農林水産業者、農林水産関係団体、食品産業事業者及び県民等と連携して、食料供給の確保及び農林水産業の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。
- ② 農林水産業者の経営を支援するため、農林水産業者が継続して農林水産業を行うために必要となる所得の確保等の経営安定対策、農林水産物の価格安定対策に関する施策を講ずるものとする。
- ③ 国に対して、食料供給の確保及び農林水産業の振興等に関する施策に係る提言又は要望を積極的に行うものとする。
- ④ 食料供給の確保及び農林水産業の振興等に関する施策を実施しようとする市町村に対し、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

各主体の役割 第7条～第9条

農林水産業者 (①・②) 農林水産関係団体 (①・③・④)

第7条

- ① 自らが県民の命及び暮らしを支えていることを認識して、消費者との交流の促進を図り、消費者の信頼を得られるようたゆまぬ努力を行うとともに、とくしまブランドの生産及び供給に努めるものとする。
- ② 農林地、漁場等の適切な管理、地域の伝統的な文化の保護等の農山漁村を活性化させるための活動に率先して取り組むよう努めるものとする。
- ③ それぞれの地域において農林水産業の振興を図り、豊かな地域社会の実現に貢献するとともに、自らの健全な経営を確保するため、経営基盤の充実及び機能の強化に努めるものとする。
- ④ 国際化の進展等の環境の変化にも対応できるよう、価値の高い農林水産物の生産に関する取組への支援、新たな販路の開拓及び食品産業事業者、木材事業者、観光事業者等との連携に積極的に取り組むよう努めるものとする。

食品産業事業者等

第8条

- ① 安全で安心して消費できる食料を供給することの重要性にかんがみ、自らの事業活動を通じて、安定的な供給の確保を図るよう努めるものとする。
- ② 食料を生産する農林水産業者との連携を図るとともに、自らの事業の健全な発展を図るため、事業基盤の強化、流通の合理化等に努めるものとする。
- ③ 事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用を図るため、食品廃棄物の発生の抑制、リサイクルの推進等に努めるものとする。

消費者等

第9条

- ① 食の重要性を認識し、健全で豊かな食生活を心がけるとともに、本県の農林水産物を積極的に消費するよう努めるものとする。
- ② 安全で安心な食料を安定的に供給する機能及び多面的機能を有する農林水産業・農山漁村の重要性に対する理解を深めるとともに、これらの振興に協力するよう努めるものとする。
- ③ 農林水産業及び農山漁村の持つ多面的機能の適切な発揮を促進するため、農林水産業への参画、協働による農山漁村の保全活動に努めるものとする。

本県の特長を生かした豊かで充実した食料の提供 第11条～第14条

食料供給機能の強化による食料自給率の向上等

第11条

県は、生産と消費の距離が近いという本県の特性を生かした生鮮食料供給地としての責務を果たすとともに、本県の食料自給率の向上を図るため、本県農林水産業の食料供給機能を強化するための施策を講ずるものとする。

安全で安心な食料の安定的な供給のための体制の強化等

第12条

県は、安全で安心な食料を安定的に供給することの重要性にかんがみ、食料の生産から消費に至るまでの各段階において、安定的な供給を促進するための体制の強化を図るとともに、安定的な供給を確保するための施策を講ずるものとする。

食育の推進に際しての取組

第13条

県は、食育の推進に際しては、望ましい食習慣、食料の安全性及び地域の食文化に係る情報の提供を行うとともに、県民が食を大切に考え、食料を生産する農林水産業、その基盤となる農山漁村の重要性について理解を深めることができるための施策を講ずるものとする。

地産地消の推進

第14条

県は、本県における地産地消を推進するため、県内で農林水産物が豊富に生産されるという特性を生かして、県民が高品質で多種多様な本県の農林水産物を安定的に購入し、消費することができる体制の整備への支援、農林水産業者と消費者との交流の拡大の促進、学校給食での地産地消の促進等の施策を講ずるものとする。

本県の特長を生かした活力ある農林水産業の振興 第15条～第30条

とくしまブランドの創出及び海外への進出

第15条、第16条

県は、本県の農林水産業の持続的な発展、農林水産物の供給力及び農林水産業者の所得の向上を図るため、生産から消費に至るまでの一体的な取組の下で、とくしまブランドの創出のために、必要な施策を講ずるものとする。

県は、とくしまブランドが海外に進出し、消費者の高い評価を受けることができるよう、本県の農林水産物の輸出の支援のための施策を講ずるものとする。

活力ある農林水産業の振興

第17条、第18条、第19条、第20条、第21条

県は、

- ・食料の供給に欠くことができない水田の維持や活用を図るための「水田農業」の振興
- ・高品質かつ安全・安心な食料の安定的な生産・供給を図るための「園芸農業」、「畜産業」、「水産業」の振興
- ・林産物の安定的な生産や木材需要の拡大を図るための「林業・木材産業」の振興に関する施策を講ずるものとする。

優良な生産基盤の整備及び保全

第22条

県は、農林水産業の生産性の向上及び生産の安定を図るため、農地、農業用水、農道、林道、漁港等の生産基盤の整備及び保全のための施策を講ずるものとする。

農林地及び漁場の適切な管理及び有効利用

第23条

県は、優良農地の確保に努めるとともに、食料供給力の強化に向けた農業の担い手への農地の集積及び遊休農地の活用の推進、未整備森林の解消、水産資源の適切な管理及び漁場の秩序ある利用の推進等のための施策を講ずるものとする。

多様な担い手の育成等

第24条

県は、経営感覚に優れた農林水産業者、認定農業者、集落営農組織、農業法人、女性及び高齢の農林水産業者、農林水産業への新規就業者等の多様な担い手の育成・確保を図るため、農林水産業に係る生産技術、経営管理能力等の向上のための施策を講ずるものとする。

県は、農林水産業者が創意工夫を生かした効率的、安定的な経営を展開できるよう、経営規模の拡大等の経営基盤の強化のための施策、女性及び高齢の農林水産業者が生きがいを持って農林水産業に取り組める環境整備等の施策を講ずるものとする。

地球環境の保全への貢献

第25条

農林水産業の自然循環機能を活用することにより、地球環境の保全に貢献する農林水産業を推進するため、森林吸収源対策、バイオマス資源の循環利用、地球温暖化の防止に関する技術開発、生物の多様性が有する機能の保全、田園環境の再生及び創造、自然との共生等の支援のための施策を講ずるものとする。

環境に配慮した農林水産業の推進

第26条、第27条、第28条

県は、環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、有機農業をはじめとした環境保全型農業の推進、森林の持つ多面的機能を持続的に發揮させるため、間伐の推進、広葉樹の育成等の森林の整備、漁場環境を保全するため、藻場の造成の推進、掃海作業等の支援のための施策を講ずるものとする。

新たな技術開発及び普及

第29条

県は、創意工夫を生かし、高い技術力に裏付けされたとくしまブランドの創出等を図るため、試験研究体制を整備するとともに、多様な農林水産業の担い手に対応した高度化、省資源化、省力化のための技術の開発、研究成果の迅速な普及等の施策を講ずるものとする。

農商工連携の促進

第30条

県は、農林水産業者等の経営の改善を図るため、高品質で多種多様な本県の農林水産物と本県の中小企業者等が有する生産技術等とを有機的に連携させ、農商工連携を促進することにより、新たな商品の開発、新サービスの提供等を図る取組の支援のための施策を講ずるものとする。

本県の特長を生かした魅力あふれる農山漁村の活性化 第31条～第35条

魅力ある農山漁村づくり 第31条

県は、農山漁村を豊かで住みやすく魅力のあるものとするため、住民参加による計画の作成を行うことにより、農林水産業の生産基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備とを一体的に推進するための施策を講ずるものとする。

中山間地域等への支援 第32条

県は、中山間地域等においても、その魅力を発信し、農林水産業の持続的な発展を図り、地域社会等を維持していくため、情報基盤の整備、地域資源を活用した产品的開発及び販売の促進、農林水産業への就業機会の増大等のための施策を講ずるものとする。

農山漁村と都市との交流促進 第33条

県は、農山漁村の多面的機能の発揮による県民の健康的でゆとりのある生活の達成及び農山漁村の活性化を図るため、グリーンツーリズム及び二地域居住の促進、農山漁村の持つ自然、歴史、文化等の地域資源を活用した農山漁村と都市との間の交流の促進等の施策を講ずるものとする。

鳥獣による被害の防止 第34条

県は、農山漁村の持続的かつ安定的な発展を図るため、鳥獣による農林水産業に係る被害及び農林水産業者等の生命又は身体に係る被害、生活環境に関する被害の防止のための施策を講ずるものとする。

自然災害に強い農山漁村づくり 第35条

県は、農山漁村で暮らす人々の生命及び財産を守り、安全な生活環境を築くため、土砂災害、水害、地震災害その他の自然災害の防止のための施策を講ずるものとする。

県民等の参画及び協働による潤いと安らぎのある農山漁村の保全 第36条、第37条

県民等の参画 第36条

県は、農林水産業及び農山漁村の持つ多面的機能を十分に発揮させるため、県民等の農林水産業への参画を促進させるとともに、情報の提供及び学習の機会の充実、市民農園の整備の促進等の施策を講ずるものとする。

協働による農山漁村の保全活動の推進 第37条

県は、農山漁村の協働力を形成し、県民の生活に潤いと安らぎを与える場としての農山漁村の保全を図るため、県、市町村、県民、農林水産業者等の多様な主体の協働による農山漁村の保全活動の推進、保全活動の拠点となる農林地の提供に必要な情報の提供等の施策を講ずるものとする。

基本計画等 第10条、第38条、第39条

基本計画 第10条

知事は、食料供給の確保及び農林水産業の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、「基本計画」を策定しなければならない。

財政上の措置等 第38条

県は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努め、その人材を活用するとともに、その他の県内における利用が可能な財政的資源及び人材の活用について協力の要請に努めるものとする。

意見の聴取等 第39条

知事は、次に掲げる事項について、「県議会」、「徳島県農林水産審議会」に報告するとともに、これらを公表しなければならない。

- ・食料、農林水産業及び農山漁村の動向
- ・食料供給の確保及び農林水産業の振興等に関する施策の実施状況及びその効果